

マルタ大学留学手続きサポート規約

株式会社 a domani

●サービス内容

アットマルタ（株式会社 a domani）では、マルタ大学への留学を希望される方へ、手続きやビザ申請などのサポート・サービスを提供しています。

※お客様それぞれのご希望や状況により、提供するサポート内容は異なります。

●注意事項

- ・本サービスは、学力向上・マルタ大学への入学・卒業・ビザの取得を保証するものではありません。あくまでも留学手続きが円滑に進むためのサポートであり、入学・卒業・ビザ取得ができなかった場合にも、お支払済みのサポート料は一切ご返金できません。
- ・本サービスは1回の願書提出、渡航準備に限り提供されます。2回目のサポートが必要な場合には再度お申し込み、サポート費用のお振込が必要です。
- ・渡航後のビザの再取得や滞在延長等へのサポートは含まれません。
- ・本サービスはマルタ大学留学の手続きに関するサポートであり、就労ビザなどその他のビザに関するサポートは扱っておりません。
- ・マルタのビザ申請は、基本のご出発前に日本国内で行います（2024年9月現在）。ビザ申請に必要な個人的書類の準備と実際のビザ申請はご自身で行って頂きます。
- ・入学、ビザ申請等に必要な書類の準備にかかる費用はお客様負担となります。
- ・お客様の事由またはビザ申請受付国の事由により、渡航が出来ない、ビザが発給されない等の場合、また、その後、ビザ申請に対する制限を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。
- ・本サービスは、入国を保証するものではございません。万が一、出入国管理局の審査により入国を拒否された場合も、当社は一切その責任を負いません。
- ・外国籍の方は日本永住権をお持ちの方が本サービスの対象となります。
- ・弊社には24時間サポート窓口のご用意はなく、ご契約内容としては出発前までのサポートとなるため、営業時間外・渡航後のサポートは出来兼ねます。

●規約・約款

この規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社 a domani（以下、「当社」といいます）が行う進学・ビザ申請サポートサービス業務に適用されるものとします。進学・ビザ申請サポートサービス業務のお申込みに際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意していただく必要があります。

第1条

1. 当社が、進学・ビザ申請サポートサービス業務申込者（以下、「申込者」といいます。）との間で締結する進学・ビザ申請サポートサービス契約（以下、「本契約」といいます。）は、この規約の定めるところによります。この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
2. 当社が法令に反せず、かつ、申込者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第2条

この規約で「留学手続き・ビザ申請サポートサービス」（以下、「サービス業務」といいます。）とは、申込者の委託により、当社が提供する次に掲げる業務をいいます。

1. 就学ビザ申請に関する相談
2. マルタ大学留学に関する手続の相談

第3条

1. 申込者は、当社と本契約を締結するに際し、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。
2. 本契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
3. 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による本契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、本契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
4. 当社は、次に掲げる場合において、本契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 申込者が未成年である場合に、親権者の同意を得られないとき
 - (2) 申込者が、マルタ大学の定める申込手続の期限までに、入学手続を完了できる見込みがないと当社が判断したとき
 - (3) 申込者が、申込者のマルタ大学に留学する条件を備えていないと、当社が判断したとき
 - (4) その他、当社が留学手続き・ビザ申請サポートサービスを行うことが不適切と判断したとき

第4条

1. 当社は、申込者が本国を出国するまでサービス業務を提供します。
2. 本契約は、申込者が本国を出国した時点で終了します。

第5条 当社は、サービス業務を通じて申込者より取得する個人情報につき、別途定める「個人情報の取扱いに関する同意書」を遵守して管理します。

第6条

1. 申込者は、当社に対し、本契約締結時にサポート料の全額を支払うものとします。
2. 第1項に定めるサポート料はサービス提供料であり、希望の学校への入学、卒業、ビザ取得を保証するものではありません。

第7条

1. 申込者は、当社が指定した期日までに、サポート料を振り込まなければなりません。
2. 前項の費用は、当社指定の口座に振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は申込者が負担します。
3. 申込者が第1項の期日までに留学手続き・ビザ申請サポートサービスに関する費用の入金を行わなかった場合、当社はサービス業務を停止することがあります。

第8条

1. 本契約成立後、支払い済みのサポート料を返金することはできません。
2. 大学に合格し入学許可証が届いた後、前金として大学側に振り込んだ費用は、その後個人の都合等により進学を取りやめた場合であっても一切返金はありません。
3. 入学後の自己都合による退学の際の返金は、学校の規定に沿うものとし、当社は一切その責任を負いません。

第9条

申込者は、当社に対して次に定める事項を表明し、保証するものとします。また、かかる表明・保証に違反した場合、当社は催告を要することなく直ちにサービス業務を打ち切るものとします。

1. 申込者が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）に定義する暴力団及びその関係団体その他の反社会勢力団体又は勢力をいうものとします）ではないこと
2. 反社会的勢力を利用しないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
3. 反社会的勢力に資金提供を行わないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
4. 反社会的勢力を名乗る等して当社 の 名 誉 等 の 毀 損、 業 務 妨 害、 不 当 要 求 行 為 又 は 此 れ に 準 ず る 行 為 を し な い こ と

第10条

1. 当社は、次に掲げる場合において、催告することなく、本契約を解除します。
 - (1) 申込者が、所定の期日までにサービス業務に必要な書類等を提出しないとき
 - (2) 当社が、申込者から提出された書類等に虚偽、遺漏等があると認めるとき
 - (3) 申込者が、第6条ないし第8条に定める費用を支払わないとき
 - (4) 申込者と1カ月以上連絡が取れないとき
 - (5) 申込者が、本規約に違反したとき
 - (6) その他、当社がサービス業務を継続しがたい事由があると判断したとき
2. 前項の場合、当社は、申込者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求できるものとします。

第11条

1. 当社は、当社の責によらない事由により、留学計画の実現が不可能、変更された場合、何ら責任を負わないものとします。
2. 当社は、本契約終了後における留学先での事故等について、一切責任を負いません。

第12条

本規約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

上記を全て読み、内容に同意します。

日付： 年 月 日

署名（留学者本人）： _____ 印

保護者署名（未成年・学生の場合）： _____ 印